

# 天王寺区広報紙掲載記事に関する運用基準

## 1 目的

この運用基準は、天王寺区広報紙（以下「広報紙」とする）の発行に際し、掲載する記事の掲載基準を明らかにすることにより、天王寺区民に向けた効果的な情報発信を行うことを目的とする。

## 2 掲載記事

広報紙に掲載する記事は次の範囲で掲載する。

### (1) 区政情報（市政情報）

ア 天王寺区役所又は大阪市（天王寺区を除いた各区役所を含む。以下同じ）の施策及び事業やその成果等

イ 天王寺区役所又は大阪市が主催する行事、事業、募集等のお知らせ  
ウ 天王寺区役所又は大阪市が委託する事業等

### (2) 大阪市が設立した地方独立行政法人が実施する事業等

### (3) 大阪市の外郭団体等が実施する事業等

ただし、外郭団体等が公の施設の指定管理者となっている場合は、指定管理者の取り扱いとする

### (4) 指定管理者（大阪市の公の施設の管理運営を行う者）が行う事業等

ただし、指定管理者（事業者）の情報を含む場合は、広告扱いとして掲載しない

### (5) 国及び府の公共機関が行う事業等

### (6) 天王寺区サポーター制度運用要綱に定める登録団体・企業・事務所等及び地域活動協議会又はその他の市民団体等が、天王寺区内において、市民協働・まちづくりや保健福祉の推進を目的に行う事業であり、次の要件を満たすもの

ア 天王寺区役所又は大阪市が協力する事業等

イ 事業等において、参加料・入場料等を徴収する場合は、配付資料代や材料費等、少額の実費であるもの

ウ 事業等の実施にあたり、公衆衛生及び災害防止のために十分な措置を講じていること

### (7) 天王寺区役所又は大阪市が後援又は協力する事業等

### (8) その他天王寺区長が必要と認めたもの

## 3 掲載できない記事

前記2に該当する場合であっても、次の各項に該当するものは掲載不可とする。

### (1) 天王寺区民を対象としていないもの

### (2) 営利を目的とするもの

### (3) 政治・宗教的なもの

### (4) 問合せ先（担当）が不明瞭なもの

### (5) 掲載する号に日程が合わないもの

### (6) その他、記事の内容が広報紙にふさわしくないと区長が認めるもの

## 附則

この基準は、平成29年4月14日から実施する。

## 附則

この改正基準は、令和3年8月16日から実施する。